

申告相談

所得税 住民税

2月19日(水)から始まります！

町では2月19日(水)から3月17日(月)まで、所得税・住民税の申告相談を行います。

この申告相談は、平成25年分(1月～12月)の所得を申告していただくもので、平成26年度の町県民税、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の課税の基礎となります。

※なお、税務署では、2月10日(月)から3月17日(月)まで(還付申告については随時)を行います。

申告相談日程

「申告相談日程表」のとおり、受付時間は午前9時から11時30分までと午後1時から4時までとなっております。

●町から案内が届いた方

申告相談日程表を参照し、「対象地区指定日」においてください。(時間の指定はありません。)

●税務署から案内が届いている方

「白河市産業プラザ人材育成センター」(白河税務署隣)で申告してください。詳しくは4ページ「白河税務署からのお知らせ」をご覧ください。

ただし、青色申告者以外の方は、従前のごり矢吹町役場で申告相談をすることができますので、申告相談日程表を参照し、「対象地区指定日」においてください。

申告が必要な方

平成26年1月1日現在で矢吹町に住所があった次のような方

●事業(営業・農業)所得や不動産所得がある方

●2か所以上から給与を受けている、または給与のほかに収入がある方

●年末調整を受けていない(年の途中で退職した等)方

●無収入で、家族の扶養親族になっていない方

※申告が必要と思われる方には事前に案内書を送付しますが、案内書が送付されない方でも所得がある場合はご相談ください。

申告時に持参する書類

●収入に関するもの

①事業(営業・農業)・・・帳簿、収入のわかる明細書など、事業に要した経費のわかる書類、領収書など

②給与、公的年金・・・源泉徴収票

●控除に関するもの

①各種保険料控除・・・領収書、控除証明書(生命保険、地震保険、損害保険、個人年金、国民年金)

※証明書等の提示が義務付けられています。

②障害者控除・・・障害者手帳、障害者控除対象者認定書

③医療費控除・・・領収書(給付を受けた場合は金額のわかる書類)

④住宅取得控除・・・契約書の写し、住民票の写し、借入金

の年未残高証明書、登記簿謄本等

●その他必要なもの

印鑑、申告者本人の口座(所得税が還付になる方)

申告にあたり、書類が不備な場合は相談受付できませんので、事前にご確認ください。

また、収支計算書等は、必ず事前に記帳、計算したものを持参願います。

雑損失の繰越控除の申告について

東日本大震災に伴う「雑損失の繰越控除」の適用を受けた方のうち、平成24年分の所得金額から引ききれなかった繰越金額がある方は、平成25年分所得税確定申告で引き続き「雑損失の繰越控除」を適用することができます。町で確定申告する方で、繰越控除の適用がある場合は、損失申告用申告書(第四表)等の繰越金額が分かる書類を必ずご持参ください。

便利な申告

確定申告書は郵送することができます。

・国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)より電子申告ができます。

※詳しくは、税務署までお問い合わせください。

問合せ先

①白河税務署 ☎(22)7111
②税務課町税係 ☎(42)2113

申告相談日程表

月	日	対象地区
2月	19日(水)	天開・三城目・陣ヶ岡
	20日(木)	谷中・奉行塚・本城館・中沖・東川原・中丸
	21日(金)	沢尻・白山・牡丹平・花の里・寺の前・丸の内・諏訪の前・前田・上宮崎・下宮崎
	24日(月)	東堤・貝の久保・神の内・堤・神田地区・明新地区・中野目地区
	25日(火)	根宿・寺内地区・平鉢
	26日(水)	中畑南・大久保・中畑
	27日(木)	弥栄・東長峰・西長峰・鍋内・文京町
	28日(金)	松房・五本松・諏訪清水・上敷面・松倉・住吉・上の前・前久保
3月	3日(月)	花咲・大町・南町・中町・子八清水・田内・東の内・本郷町・境町・馬場
	4日(火)	
	5日(水)	大池・北町・館沢・滝八幡・善郷内・本町
	6日(木)	
	7日(金)	赤沢・井戸尻・川原・大和内・北浦・堰の上・田町・新町
	10日(月)	
	11日(火)	曙町・小松
	12日(水)	
	13日(木)	一本木・東郷・八幡町
14日(金)		
17日(月)		

受付時間 午前の部：午前9時～午前11時30分
午後の部：午後1時～午後4時

会場 矢吹町役場2階 大会議室

●上記の日程でご都合のつかない方は、対象地区以外の日でも受付することができますが、混雑を避けるためできるだけ指定日にお越しいただくようお願いします。

確定申告時の障害者控除(要介護認定者分)について

介護保険要介護認定者等で一定の条件を満たす方(確定申告をされる本人または扶養控除の対象者)は、確定申告の際に「障害者控除対象者認定書」を提示することにより、所得税・住民税の障害者控除を受けることができます。

認定書の交付を希望される方は、保健福祉課へ申請してください。

なお、「身体障害者手帳」をお持ちの方は、申告時に手帳を提示することで控除対象となりますので、この認定書は必要ありません。

【問合せ・申請先】保健福祉課 介護保険係 ☎(44)2300

